

第1章 計画策定の概要

6 計画期間

この計画は3年を1期として定めることになっており、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします(老人福祉法第20条の8第6項、介護保険法第117条第1項)。

第五次高齢者保健福祉計画は、国による高齢者保健福祉関連諸施策として、平成18年度から平成26年度までの長期目標を設定した上で、本計画期間をそこに至る最終段階として位置付け、その間における計画として定めます。

なお、第五次計画期間中に、第六次計画の策定(見直し)に着手します。

【計画の期間と見直し】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画	第四次計画								
見直し		見直し							
計画				第五次計画					
見直し					見直し				
計画							第六次計画(予定)		



年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目標	長期目標期間								
計画	第三次計画								
計画			見直し	第四次計画					
計画						見直し	第五次計画		

第四次高齢者福祉計画に使用した計画期間の表(参考)

